

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 27 年度 第 17 回定例  
12 月 2 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 12 月 2 日に教育委員会第 17 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 12 月 2 日（水） 開会 14 時 40 分  
閉会 15 時 45 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 加 藤 文 夫  
委 員 溝 口 紀 子  
委 員 齊 藤 行 雄  
委 員 興 直 靖  
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長  
水 元 敏 夫 教育監  
池 田 和 久 理事兼教育総務課長  
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長  
山 本 知 成 教育政策課長  
中 川 好 広 情報化推進室長  
平 松 明 子 人権教育推進室長  
長 澤 由 哉 財務課長  
杉 山 和 幸 福利課長  
林 剛 史 義務教育課長  
奥 村 篤 史 義務教育課人事監  
渋谷 浩 史 高校教育課長  
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長  
北 川 清 美 社会教育課長  
増 田 曜 子 文化財保護課長  
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長  
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長  
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
杉 本 寿 久 総合教育センター長

#### 4 その他

(1) 第 31、32 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1、2、3、4 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 32 号議案は人事案件であるため、報告事項 4 は文部科学省公表前  
案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 32 号議案及び報告事項 4 は  
非公開とする。

**第 31 号議案 平成 28 年度教育行政の基本方針の策定**

- 教 育 長： 第 31 号議案「平成 28 年度教育行政の基本方針の策定」について、山  
本教育政策課長より説明願う。
- 情報化推進室長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 興 委 員： 3 ページ 3 の (2)、3 ページ 5 の (3) に静岡型という言葉がある。  
「静岡型人材バンク構想」「静岡型地方創生」の言葉の意味が共有でき  
るように基本方針のいずれかに規定されていると思うが、言葉が先走  
りしないようにしておく必要があるのではと感じた。
- 教 育 長： 他の都道府県にこだわることではないが、他県でも同じような表記は  
されていると思う。静岡県として独自性をもって取り組むという表れ  
である。静岡型と明示して他県でも同じようなことをやっているケー  
スもありうるが、その時点での独創性を発揮してやっているというこ  
とだと思う。
- 興 委 員： あまり縛る必要はなく、フレキシブルであってよいが、違いが分かる  
ようにしたほうが良いと思う。
- 斉 藤 委 員： 原案に異論は無いが感想である。豊かな人間や社会性等を身に付けた  
頼もしい教職員ということであるが「等」という言葉があまりに多い。  
文学や小説の世界では悪文となるが、3 行にひとつは「等」という言  
葉が入る。今後は言葉遣いに注意が必要かと思う。
- 加 藤 委 員： 役人言葉の典型で、後で追求された時に「等」に含まれていると言  
い逃れをするための文章である。民間の人は嫌がる言葉である。
- 興 委 員： 「等」は客観的に想定できる範囲内のものである。全く想定できない  
ものは表現として適切ではないと思う。
- 教 育 長： 例えば 1 (3) では、豊かな人間性や社会性を身に付けたでよい。
- 斉 藤 委 員： それでよいと思う。
- 教 育 長： 他に質疑はないか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： (異議になし)
- 教 育 長： 第 31 号議案を原案どおり可決する。

## 報告事項1 改訂版「補助教材取扱いガイドライン」

教 育 長： 報告事項1「改訂版「補助教材取扱いガイドライン」」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 担当課長の説明は従来の我々が理解しているものと同等と理解してよいか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 補助教材に分類されるものの中に、今年3月にあった文部科学省初等中等教育局長からの通達にあるように、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれることとなる。問題となるのは市販のものということでガイドラインが出来上がってきていると解釈してよいかと思っている。むしろ副読本というカテゴリーの中で教育の現場を考えると、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等は重要な教育の素材である。それについて1(2)にあるように、各学校においては、指導の効果を高めるため、校長の責任の下、教育的見地から有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であると書かれている。個々のプリントまで校長の責任のもとで教員と議論して教材が実際に配布されているのか。この通知だとそのようにすることが問われている。教員の発意を考え、ある程度大きなガイドラインに沿って工夫をし、教育の現場となっているものは多いと思うがどうか。

義務教育課長： 指摘された通知について、内容の補足をする。本県における補助教材の問題になっている内容と、この通知が問題としている内容は違うものである。内容が適切でないとか、特定の思想に偏っているとか、政治的考え方に基づくものとかが使われているところがある。問題があるので固有名詞は出さないが、特定の考え方に偏った内容が学校現場で使われていると国会で問題となった。それを受けてこの通知が出されている。本県で問題となっているのは内容でなく供給の仕組みである。子どもたちにとってふさわしいものが公平性・中立性が担保された上で、学校現場で選ばれているか、手続きの問題点が指摘されている。補助教材に関する通知であるので関連文書として載せている。御指摘のあったプリント類であるが、全て校長が確認するのは難しいと思うが、この通知の趣旨はそういったことから、内容的に物議を醸す、適切性を欠くようなものが使われることがないように校長が確認してほしいという趣旨である。従って細部は学校担任や学年主任等に委ねられているのが実態ではないかと思う。

興 委 員： 冒頭で確認したように今日のガイドラインについては、従来のガイドラインと同等のものなので違和感はないが、補助教材取扱いガイドラインがこのように示達されると「これだけでよいのか」と教育現場が思うのは困ると思っている。17 ページの(1)のなお書きのところで

明記されているので、このガイドラインを周知する際には各学校においては、こういった趣旨に基づいて遺漏無くやってほしいと言うことを出すことが重要である。それでもって全体がカバーされたものになると思ったので問題提起をした。最近、御案内のとおり政治教育のあり方等の問題があって、それをめぐって各議論がある。プリント類はバリエーションがあるので校長責任のもと、重要であるということと言及していただきたい。

溝口委員： システムとして「見える化」されガイドラインができたことはよいが、この補助教材ガイドラインに当てはまらない例もあるのではと思う。道徳や、主権者教育はどうするのか。営利目的ではなかったのに手続きも煩雑になってしまうなど、窮屈な面もあるかと思うが、すみわけができてよいのかとも思う。補助教材だけでなく例えば学校の関係品や体操服なども当てはまるのではないか。これが基準となって波及していくのではないかと思った。一定の線引きができることによって保護者にも理解が得られるのではないか。

教育長： 他に質疑等あるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

## 報告事項2 学力向上推進協議会報告書手交

教育長： 報告事項2「学力向上推進協議会報告書手交」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

村山協議会会長： 私たちは、平成25年11月に静岡県・政令市・市町教育委員会代表者会から出された「静岡県の子どもたちの学力向上のための提言」を軸に「全国学力・学習状況調査」における調査結果を踏まえた分析を行い、各課における施策の検討や検証をしてみました。また、学校現場の具体的な取組を検証するため、研究推進校と推進地区の市教育委員会の協力を得て、学力向上に向けて取り組む教育現場の実践上の課題を、共有することができました。本県においては、「全国学力・学習状況調査」を活用した学校現場の取組により昨年度のV字回復、本年度の好調維持と一定の成果をあげることができました。確かな学力の育成のためには、引き続き調査結果に一喜一憂することなく、日頃の地道な授業改善にウェイトを置くことが重要であると考えます。また、各市町、県教育委員会においては、本県の子どもたちの学力向上のために、日々真摯な取組を続けている多くの教職員を支援するための人的、物的、情報面での教育環境の条件整備に役立てなければならないものと考えます。静岡県の教育にかかわるみなさんが、子どもたちの確かな学力と笑顔のために、そして学校改善・授業改善のために、この報告書を活用していただくことを願うばかりです。

教育長： 村山会長から答申の内容について意見交換をしたいと思う。

- 村山協議会会長： 昨年度に引き続き好調を維持しているが、新たな手を打つ必要もある。例えば、家庭向け動画コンテンツの配信などは、その好例である。学校では、授業改善への取組が進んだことで新たな疑問も生まれている。教育事務所の指導主事等がそうした疑問に丁寧に対応している。見えるところ見えないところで努力している。
- 義務教育課長： 学校現場における授業改善によって成果が上がっている。今後は、取組の継続と共に本県の課題である学校から家庭への学びの連結に努めたい。家庭向け動画コンテンツについては、効果の検証を行い、来年度以降の取組につなげていきたい。
- 興 委 員： 特別な学校へメスを入れて分析をすることから総体としての静岡の姿を見とり、広く広報していくことが大切ではないか。
- 村山協議会会長： 三島市や焼津市も今の実態にあったよい研究を進めている。他へ広げるすべを考えていきたい。講演などで広めていきたい。
- 興 委 員： 静岡と全国を比較して、全国レベルでの位置づけはどうか。
- 村山協議会会長： 著しい成果を上げている自治体は、県の統制が効いているところが多い。静岡県は、統制型ではなく、情報提供型。学校の力量が高いといえる。
- 溝 口 委 員： 村山教授の提言を傾聴し、取り組んできた成果がみえる。今後も村山教授の提言を傾聴し、具現化していくことが大切と考える。スポーツの世界では、現状維持では伸びない。今後の授業改善についてどう考えるか戦略的に御指導いただきたい。
- 村山協議会会長： 同じ取組の継続では、上がらない。取組を進めることで、学校現場には、なぜ、この取組に効果があるのか、疑問が生まれる。それを解決することで、さらに取組を改善していく必要がある。
- 加 藤 委 員： テストの出題形式に慣れたのであって、本当の実力が上がったとはいえないのではないか。真の学力とテストに対応するための学力の誤差をいかに縮めるかが大切ではないか。
- 村山協議会会長： どんなテスト形式になっても対応できる学力をつけることは確かに大切である。全国学力・学習状況調査（特に活用問題）に対応できる学力は、今国が求めている学力。学力調査対策で付く学力も真の学力のひとつといえる。
- 斉 藤 委 員： 短期的な学力の向上だけでなく、22 ページ以降で学習環境の問題についても取り上げてあって良いと思う。保護者にこの内容をどう訴えていくのかというところでは、動画コンテンツの活用方法が大切ではないかと思う。
- 村山協議会会長： 県が作成した動画コンテンツは有効である。活用方法として、PTA総会などで視聴し、議論してもらおうのがよいと思う。
- 渡 邊 委 員： 家庭や地域がなすべき役割についても言及されており良いと思う。キャリア教育における小学校の意識の低さについてどう考えるか。
- 村山協議会会長： 全国的にみて、静岡県は、キャリア教育については遅れていた部分がある。現在、全体の底上げに向けての取組が進んでおり、今後期待

ができる。人間力を含めた学力を大切にしたい。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

### 報告事項3 静岡県指定文化財の指定

教 育 長： 報告事項3「静岡県指定文化財の指定」について、増田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 指定がなぜこの時期なのか。「淡海国玉神社本殿 附 棟札5枚」は建造の時期が明確になったことと理解してよいか。

文化財保護課長： 修理をすることによって明暦3年頃ということがはっきりし、なおかつ、県内の三間社流造り変遷を理解する建物として価値があるということ、細部の彫刻も今回の作業ではっきりしたことが今回の指定となった。

興 委 員： 時期が明確でないと変遷の確認もできないので、指定がこの時期になった要因は建造の時期が明確になったことと理解してよいか。

文化財保護課長： そうである。

興 委 員： 「堂ヶ谷廃寺・堂ヶ谷径塚出土遺物一括」は4ページに、調査の結果、堂ヶ谷廃寺は10世紀から15世紀にかけての山林寺院の跡、堂ヶ谷経塚は12世紀後半の経塚であることが判明した、とあるが、今回の指定に判明したことに意味があったのか。

文化財保護課長： 経塚の時代が判明したことは意味がある。出土品は学術的にも大変珍しいということで今回の指定となった。

興 委 員： 「金剛石目塗(蒔絵)」で、この時期に3代目の鳥羽さんが認定された特別な事情として何があるのか。

文化財保護課長： 先代も保持者として認定された。先代が亡くなり10年が経過したこの時期に、当時の技法を正しく伝承していることが認められ今回の認定となった。

興 委 員： 初代も認定を受けているか。

文化財保護課長： そうである。

溝 口 委 員： 「淡海国玉神社本殿 附 棟札5枚」の指定が町おこしにつながれば良いと思う。移動教育委員会で視察するとよい。

斉 藤 委 員： すぐそばに見附学校がある。明治の学制公布の直後に作った学校で洋風の5階建ての建物である。当時の教室内の風景が復元されていて見学ができるので、一緒に視察するとよい。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項3を了承する。

【会議の非公開】

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

## ＜非＞第 32 号議案 静岡県文化財保護審議会委員の任命

※非公開

### ＜非＞報告事項 4 平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

教 育 長： 報告事項 4 「平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」について、福永スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： ボール投げが全国最下位ということだが、少しコツを掴めば伸びると思う。小学校には複数の先生がいる中、運動に長けた先生が指導してくれるとよいが必ずしも何処の学校にもいるとは限らないということか。

スポーツ振興課長： そうである。中学女子の順位は全体で 7 位である。

加 藤 委 員： 学力と同じで女子は良い。

溝 口 委 員： 東京都の体力テストと学力は、相関関係が比例しており、また、う歯と肥満と、家庭の所得にも比例している。公表について、静岡県が最下位ということは公表されるのか。

スポーツ振興課長： 各県の一覧表を出せばわかることなので公表される。

溝 口 委 員： 2 年連続最下位というのは、本県の取り組み内容が問われるところである。ドッジボールとあるが、中学でソフトボールを投げなければならない。昔はスポーツテストの前に体育で何回も練習をしたが今はやっていない。体力の低下は学力に相関してくるので、この状況に現場は危機感をもっているのか。去年の小学生は何メートルなのか。

スポーツ振興課長： 男子は 21.75 メートルで少し下がってしまっている。全国平均が 22.89 メートルであるので平均も下がっている。

溝 口 委 員： 日本人体力全般が下がっている中で、静岡県はさらに著しく下がっている。体育はやれば伸びるので、やっていないだけである。学力調査のように学校現場が真剣に取り組むように、教育委員会が仕掛けなければならないのではないか。

スポーツ振興課長： 体育の授業でどのように取り込んでいくかであると思うが、走ったり跳んだりすることに関して、男子の立ち幅跳びは良い成績を残している。ボール投げに関してもしっかりと説明をして、やり方がわかるものを映像で出していく。

溝 口 委 員： 小学校男子は半分以上が平均以下なのでてこ入れすべきで、立位体前屈や体の柔軟性や力の部分はやり方次第である。例えば上体起こしはストレッチをやるだけで 5 センチメートル伸びるし、20 センチメートル伸びる子も中にはいる。

渡 邊 委 員： いきなり本番で体力テストを実施すると難しいので、ある程度練習をさせるなどの工夫が必要ではないかと思う。



溝口委員： 2年連続でこの結果ということは、学校現場に状況が伝えきれていないという印象である。

興委員： 資料にある本県の現状についてであるが、全国平均を上回る種目が76.5パーセントで中学生は88.9パーセントとなっているがどうやって算出した数値なのか。

スポーツ振興課長： 中学女子では9種目ある。その中で全国平均を上回った種目がいくつあるかで算出している。よって中学女子は100パーセントである。

興委員： 男子女子も含めてということか。

スポーツ振興課長： そうである。

興委員： 9種目が男子と女子で18種目なので18分の16ということか。

スポーツ振興課長： そうである。

興委員： 体格とは身長と体重で比較するのか。

スポーツ振興課長： そうである。

興委員： そうであるならば、4（2）で体格と肥満度に関する調査結果があるが、体格と肥満度の調査が何を比較しているのかが分からなくなるので検討した方が良いと思う。もう一つは体力の問題があるが、調査結果のまとめ方が実技調査だけになってコンテストのようになっている。学力調査の例のように運動習慣なども調査として捉えていると思うので、体格や広い意味での体力づくりという観点でまとめた方がよい。

溝口委員： 体育協会だけ取り組んでも難しいので、スポーツ振興課だけでなく義務教育課も連携して、現場の体育主任にどう働き掛けていくかを検討する必要がある。

教育長： ボール投げはタオルを濡らして投げるかたちを作るなど練習方法はあると思う。アイデアを出して様々な方法を提供し、場合によってはお父さんやお母さんも一緒にやることで、家族のふれあいにもつながってくると思う。

#### 【閉会】

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成27年度第17回教育委員会定例会を閉会とする。